

稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少に伴う少子化が急速に進んでいる稲敷市において、学校再編に伴いジャージ、制服、靴、カバンその他の学用品（以下「ジャージ等」という。）の統一に関することについて検討するため、稲敷市小中学校ジャージ等統一に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、ジャージ等統一に関することについて、調査及び審議するものとする。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、26人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各小中学校PTA代表者
- (2) 各小中学校長
- (3) 教育部長
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する調査及び審議が終了するまでとする。

- 2 前条第1項第1号から第3号までの委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、前項により招集された委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、委員長の許可を得た上で、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席

を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼については、7,200円を限度として支給できるものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会政策担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。